

第3節 世界的な取組

1. 主要国首脳会議（サミット）

世界的な広がりを見せる模倣品・海賊版による被害に対し、以下のサミット（G8）で模倣品・海賊版撲滅のための言及がされた。

【サミットにおける模倣品対策に関する言及】

年	サミット	模倣品対策に関する内容
2005	グレンイーグルズ	模倣品・海賊版の削減のための行動に関する声明を発表。また、内閣総理大臣より、「法的枠組み」の必要性を発言。
2006	サンクトペテルブルク	模倣品・海賊版の貿易を削減する具体的な措置の概要を示す声明を発表。共同声明では、「法的枠組み」について専門家レベルでの議論の継続を発表。
2007	ハイリゲンダム	イノベーションの推進及び保護に資する具体的な措置の概要を示す声明を発表。「法的枠組み」については、引き続き専門家による研究を継続することを認識。
2008	北海道洞爺湖	首脳宣言において知的財産権の効果的な保護と促進、効率的な知的財産制度の促進について言及。
2009	ラクイラ	首脳宣言において、①模倣品・海賊版に対する包括的、野心的な国際協力の重要性、②模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）の可及的速やかな合意に向けた努力の継続、③OECDの模倣品・海賊版の経済影響に関する調査研究へ政府及び産業界の参加を奨励、④デジタル海賊版及び模倣品の世界的拡散に関するインターネット等影響について理解を深めることの重要性について言及。

2. 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想

我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、内閣総理大臣が模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組み策定の必要性を提唱して以来、先進国及び知的財産権の保護に高い志を有する発展途上国は、共に本件構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。

そして、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA）（仮称）」の実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、本条約において実現していくべき内容についての集中的な協議を開始することとなった。

模倣品・海賊版は世界中に拡散し、経済の持続的な成長に対する脅威になっているだけでなく、消費者の健康や安全を脅かしている。更にはインターネットを通じた模倣品等の

売買による知的財産権の侵害等の新たな問題も急速に拡大している。

ACTA は、こうした課題に効果的に対処していくため、知的財産権の執行に係る強力な法的規律と、その執行の強化及び国際協力を柱とする、高いレベルでの国際的な法的枠組みの構築を目指していくものである。

2006 年から 2007 年にかけて、初期の関心を有する者（カナダ、欧州連合、日本、スイス、米国）は、ACTA に関する予備的な議論を行った。2008 年 6 月には、より広範な参加者（オーストラリア、カナダ、欧州連合 27 加盟国、日本、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、韓国、シンガポール、スイス及び米国）を得て、交渉が開始された。参加国は、2010 年中の交渉妥結を目指している。会合の議題については、事前に各国のウェブサイト上で、公開されている。

本来、主権国家間で貿易交渉を行っている間は、特に交渉の初期段階においては、交渉中の文書を公衆一般に共有しないことが受け入れられた慣行として踏襲されてきたが、各種団体が、交渉の内容についてより多くの情報を入手したいと関心を示し条文案の公開を求めてきたことを反映し、2010 年 4 月の第 8 回会合後、最新の条文案を各国のウェブサイトで公開することとなった。

ACTA 交渉で議論されている主要事項は以下のとおりである。

(1) 法的規律の形成

①民事上の執行

- ・適切な損害額の定義、損害部の算定
- ・司法当局等の差止命令権限及び暫定措置
- ・合理的な訴訟費用の償還等

②国境措置

- ・取締りの対象範囲（輸出及び通過の取締り）
- ・権利者による税関への申立手続
- ・職権による物品の差止め
- ・侵害物品の没収及び廃棄の手続
- ・侵害物品の保管及び廃棄の費用等

③刑事上の執行

- ・商標権及び著作権の侵害に対する手続及び罰則
- ・侵害の疑いのある物品等に係る司法当局の差押え及び没収の権限
- ・模倣ラベルの取引及び視聴覚的著作物の盗撮に対する手続及び罰則等

④デジタル環境における知的財産権の執行

- ・インターネット上における著作権及び関連する権利の侵害防止に関するインターネット・サービス・プロバイダのあり得る役割と責任等

(2) 国際協力の推進

- ・ 国際的な執行協力の重要性の認識共有
- ・ 情報交換を含む執行当局間の協力の推進
- ・ 統計資料及び最良の実例等の共有
- ・ 発展途上国の能力開発及び技術支援

(3) 執行実務の強化

- ・ 執行機関における知的財産専門家の育成
- ・ 関連情報の収集及び分析
- ・ 当局間の国内調整の強化、訪問団体の設定の奨励
- ・ 国境措置におけるリスク管理
- ・ 執行に係る手続情報の公表
- ・ 侵害による有害な影響に対する公衆意識の向上等

